

平成22年6月吉日

内閣府障害者施策推進本部 御中

NPO法人・全国失語症友の会連合会
理事長 八島 三男
任意団体・全国失語症患者家族会
代表 園田 尚美

公共サービスにおける配慮マニュアル-障害のある方に対する心の身だしなみ-
の改定についての要望

日ごろ障害者施策に、ご尽力いただき、障がい者当事者団体として厚く御礼申し上げます。私どもも、全ての障がい者がよりよい社会生活を送れるよう、微力ながら活動を行なっておりますが、いまだ、「失語症」「構音障害」のような目に見えない障がいを持つ者への偏見と無理解が改善されておらず、活動の難しさを感じております。「失語症」は特に、社会的認知度が低いので、公共サービス期間において正しく対応していただくことが出来ず、社会資源を利用することも制限され、本人も家族も大きな不利益を蒙り続けております。連合会は全国に112団体からなる全国組織ですが、全ての会、会員から、居住地区の公共機関において正しい対応をしてもらえなかったとの苦情が日々、寄せられております。※3 障がい者が平等にサービスを受けられないことは、法の下での平等をも侵害する事案であると考えております。

障害者施策推進本部で作成された「公共サービス窓口における配慮マニュアル」※1におきましても、聴覚障がいに関する記述は詳細に書かれておりますが、言語障がい（失語症や構音障がい等）に関する記述が全くありません。全国に50万人以上いると言われている失語症者や100万人以上いると言われている構音障がい者※2が公共サービス窓口で担当者に理解され、適切なサービスを受けられるために、当マニュアルが早急に改定され、言語障がいについて正しく、十分な記述が加えられますことを、ここに切にお願い申し上げる次第です。

なお、簡易な配慮マニュアル記載要望項目を別紙で添付させていただきますが、改定に際しましては、言語障がいについての専門職団体である、日本言語聴覚士協会による監修の元に作成が行なわれることにもご配慮いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。